

大蔵委員會議録第十六号

(三三七)

昭和三十年六月七日(火曜日)
午前十一時四分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君

理事森下 國雄君 理事大平 正芳君

理事奥村又十郎君 理事橋路 節雄君

理事春日 一幸君

有馬 英治君 菅 太郎君

杉浦 武雄君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

淺香 忠雄君 川野 芳満君

黒金 泰美君 小山 長規君

澤田 美朝君 古川 丈吉君

石山 權作君 木原津與志君

横山 利秋君 井上 良二君

川島 金次君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 町村 金五君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 原 純夫君

(主計局次長)

大蔵事務官 渡辺喜久造君

(主税局長)

農林政務次官 吉川 久衛君

農林事務官 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

農林經濟局長 橋 武夫君

同月四日

委員有馬英治君及び矢尾喜三郎君辭任につき、その補欠として松浦周太郎君及び春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

同月六日

委員松浦周太郎君及び石村英雄君辭任につき、その補欠として有馬英治君及び福田昌子君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

理事春日一幸君委員辭任につき、その補欠として同君が理事に當選した。

同月二日

固有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

同月三日

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予)

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)(予)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(野田卯一君紹介)(第一六二八号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(五島虎雄君紹介)(第一七四二号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(同(愛知櫻一君紹介)(第一七四三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(同(正木清君紹介)(第一七四四号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同(西村力弥君紹介)(第一八三四号)

株式配当金に対する課税軽減に関する請願(長谷川四郎君紹介)(第一八三五号)

同日

岩手県に因立たばこ試験場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五五号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

岩手県にたばこ再乾燥工場設置の請願(鈴木幸君紹介)(第一八五六号)

同日

補欠選任を行いたいと存じますが、これは選挙の手續を省略して、委員長より御指名いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。それでは、委員長におきましては春日一幸君を再び理事に指名いたします。

○松原委員長 次に、連合審査会開会の件についてお諮りいたします。商工委員会より当委員会において審査中の特殊物資納付金処理特別会計法案について連合審査会を開会してもらいたいとの申し入れがあります。この申し入れを受諾して連合審査会を開会することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

なお商工委員会において審査中の特定の物資の輸入に関する臨時措置に関する法律案につきましても、当委員会より連合審査会の開会を申し入れたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

なお連合審査会開会の日時等につきましては、委員長に御一任を願つておきます。

○松原委員長 次に、農業共済再保険特別会計の歳入不足をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、漁船再保険特別会計における給付保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案、臨時通貨法の一部を改正する法律案、四法律案を一括議題として質疑を続行いたします。淺香忠雄君。

○淺香委員 本委員会に食糧特別会計その他農林関係の法案が出まして以來、農林大臣の出席をそのつど要求して参りましたが、本日に至るもまだ農林大臣の出席を見ないことは、まことに遺憾であり、また本委員会を輕視せられてゐるものと断ぜざるを得ないと私は考えます。この点につきまして、委員長は善処を特にお願したいと思つて、明後日に食糧特別会計を上げるといふお話し合いが済んだやうであります。私の党からも両理事が出ておられますが、このお話し合いの結果につきましては、党の一人として異議をはさみません。しかしながら、かような私の要求に対して何ら誠意を示されないとことに対して、本日はとりあえず食糧庁長官に事務的な問題について質疑をいたしますが、漏れれば、今農林委員会の方において提案理由の説明があるやうであります。この提案理由の説明が終つた場合には、せめて

六月三日

委員春日一幸君辭任につき、その補欠として矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松浦周太郎君及び石村英雄君辭任につき、その補欠として有馬英治君及び福田昌子君が議長の指名で委員に選任された。

同日

理事春日一幸君委員辭任につき、その補欠として同君が理事に當選した。

同日

固有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

同日

証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(予)

同日

証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二〇号)(予)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(野田卯一君紹介)(第一六二八号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(五島虎雄君紹介)(第一七四二号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(同(愛知櫻一君紹介)(第一七四三号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(同(正木清君紹介)(第一七四四号)

同日

揮発油税すえ置きに関する請願(外二件(澤田美朝君紹介)(第一八三三号)

同日

て政務次官の出席をお願いし、もしこれすら不可能でありました場合には、この理事会は再度協議をされまして、食糧特別会計が明後日仕上ることについて理事諸君の御再考を促したいと考えています。

食糧庁長官にまず伺いたいことは、政府は、輸入小麦をトシ当りどの程度の差益金を収益してこれを食糧会計に入れておられるか、まずその点を伺いたいと思います。

○清井政府委員 ただいま御質問の点でございますが、外国食糧の価格が年々低落の傾向を示して参っていることは御承知の通りでございます。すでに資料として差し上げておきましたものをさらにいたしたいと思ひますが、二十八会計年度は、大体小麦は全体の平均価格トシ当り八十二ドルで買入れましたものが、二十九会計年度では七十八ドルというふうに、八十二ドルから七十八ドルに下つておるのであります。三十会計年度は、これは予算上の見積りでございまして、今後どういふことになりますかは今後の国際物価なり、あるいは運賃なりの傾向によつてきまることがございますけれども、一応最近の実績、あるいは将来を予想いたしまして、私どもいたしましては七十八ドルが七十六ドルくらいになりやしないか、こういうことで一応予算を編成いたしておるのでございます。七十六ドルといたしまして、国内の麦の価格を適算いたしまして、国内価格と見合います価格と比較いたしますと、ちょうど国内との比較の価格が大体九十二ドル五十セントに相なるわけでございます。總計で幾らになりますか、ただいまちよつと私申し上げ

げかねますが、相当程度小麦の価格は下る傾向にある。従つて国内の小麦に比較いたしまして、外国の小麦が相当割安になつておるといふことは争えない事実であります。こういうふうになる次第でございます。

○浅香委員 私のお尋ねしておることは、前年度の実績から割り出して、トシ当り幾らの差益金が食糧特別会計に入つたかということとを簡単に伺つておるんです。

○清井政府委員 小麦のみならず、大麦あるいは米を入れますと、全体で食糧管理特別会計の三十年度の差益金といつたしまして、約六十七億を計上いたしておりますが、そのうち小麦につきましては、八十六億九千万円の利益を見おる次第でございます。

○浅香委員 私が伺つておるのは、小麦だけを言つておるのであります。今のお答えでは、外米ともに合せて八十六億という数字であるのであります。今、今確たる資料をお持ちでなかつたら、単に小麦だけをトシ当りどれだけの差益金をあげて、どれだけの特別会計に入れておるか。後ほどでけっこうですからお示し願ひたいと思ひます。

○清井政府委員 私の説明が不十分だったので恐縮でございますが、六十七億と申しましたのは、米も大麦も小麦も入れまして六十七億の差益金になつておりますが、小麦だけで申しますと八十六億九千万円、こういう数字になつております。

○浅香委員 今の御説明では、八十六億九千万円を食糧特別会計へ差益金として入れておられるようであります。が、御承知の通り、粉食の奨励とか、あるいはパンの奨励とか、いろいろな

ことが最近国民的輿論となりつつあるときに、外国から入ります輸入小麦にそれだけの差益金をあげるような考え方は、私は、根本的には粉食の奨励にならぬと思ひます。従つてせめてこの差益金の性格は、内地産の小麦を保護する建前であるということには私も十分承知いたしておりますが、しかしながら、外国から入る小麦を若干でも価格を引き下げ、あるいはその他何か食糧庁において対策をもしお持ちであれば、その小麦引き下げの問題について率直に御意見を伺いたいと思ひます。

○清井政府委員 ただいまのお話、国内の粉食奨励という観点から、麦、ことに外麦を非常に安く買つておつて、比較的差益金をあげておるのだから、粉食奨励という観点から申しまして、小麦粉、ことに良質の小麦粉、外麦等を安くこれを払い下げるといふ考へ方もむろん立ち得るものでございまして、私どもいたしましては、たゞいま仰せの通り、これは国内の麦生産との関係もございまして、食糧管理特別会計の全体の建前から申しますと、安く買ひました米にしろ、小麦にしろ、大麦にしろ、国内の価格と見合つた価格でこれを売却するといふふうになつておる。国内の価格と国際価格とを遮断をいたしまして、国内の食糧生産等の観点から、総合的な施策をとつておるといふことは御承知の通りでございます。ただこれが内麦と比較いたしまして、外麦が非常に質がよいといふやうなことからいたしまして、実際問題といたしまして、これが製粉業界等には相当な影響があることは事実でござ

います。私どもいたしましては、売却価格をきめる際には、国内麦と外麦は品質等それぞれ違ふことは御承知の通りでございますけれども、そういう品質等から見合ひまして、適切な価格をきめまして、そうして国内麦との関係上非常に均衡を得た価格で決定をいたさなければならぬということを目下いたしておるのでございますが、内地全体の小麦の生産並びに粉の需要等からいたしまして、その間業界には実はいろいろ問題があるのでございまして、たとへば輸入の小麦をもう少し安く払い下げをしまして、結果的にはパン食が安く手に入るやうなことで、結局総合的策と申しますか、粉食普及と申しますか、そういう観点から申しまして非常に有利である、従つて麦をもつと安く売らうにしろ、こういうやうな話があることも私は聞いておるのであります。御趣旨はわかりませんが、また私も全体の立場から申す、この建前にいたしておりまして、今外麦を安くしますと、内地麦に対する圧迫が当然あることとございまして、これらを同時に考えながら、内地における粉食普及と申しますか、そういうやうな観点からの御要望をいかに充たしていかうかということについて、相当苦心をしなければならぬかと思ひます。根本的な問題といたしましては、内地麦、外国麦の品質に相応した価格をもつて売ることとをいたす、このほか御承知の通り、学校の粉食普及等につきまして、十七億くらい金を使つておるのであります。その他いろいろ、わずかでございまして粉食ども、一般会計等におきましても粉食等につきましての予算を組んでおるわ

けでございまして、全般的方向といたしましては、その方向で行かなければならぬのでございまして、麦価等の関係は、国内麦との関係を勘案してきめながら、同時に国内的には諸種の奨励施策、あるいは粉食の普及政策といふものを講じまして、価格政策と国内の普及奨励政策とあわせまして、粉食の奨励に進んで行かなければならぬ、こういうふうには考へております。

○浅香委員 長官にさらに伺ひますが、食糧庁内で粉食、あるいはパンの審議会を設ける御意思があるかどうか。言うまでもなく、今日粉食問題の解決は一日もゆるがせにできないときであり、また国家経済からいつてもこれは等閑に付すべき問題ではなく、あるいはまた学校給食法も昨年制定され、今年度もこれが拡大されようといつたしており、あるいはM.S.A.に基づく小麦の受け入れ態勢等々を考へまして、問題が非常に山積しておると思ひます。しかもこの粉食問題に関しましては、各省との統一が不十分な感じが往々にして見受けられるわけでありまして、従つて私は、農林、文部、厚生、大蔵、この関係の四省が入り、また民間からは業界あるいは学者等を入れたしまして、この問題の解決に、また山積しておる諸問題解決のために、審議会をぜひとも設けなければならぬのではないかと、こう考へるわけでありまして、率直な一つ御意見を聞かせていただきたい。

なおそれに付加して申し上げますが、前の東畑次官がおられたとき、伊東第一部長が食糧庁におられたときに、こういう案を幾つかお持ちになつ

て進めておられたということも付加して申し上げておきます。

○清井政府委員 たいだいまのお話の御趣旨は、まことにけっこうだと存するものであります。御承知の通り、たいだいま粉食の一番大きな普及の問題として学校給食の問題があるわけでありまして、その他いろいろ施策をいたしてありますけれども、まだまだ私どももいたしましては、十分各方面の御意見を伺い、また政府部内の連絡もさらに緊密化をはかりまして、粉食普及ということに努力をいたさなければならぬことは御指摘の通りであります。この問題につきましては、ことに学校給食の問題につきましては、これは農林部内におきましては、文部当局と十分連絡をとりつつあるのでございしますが、さらに今後必要に応じては、給食費をふやす、それに伴って予算措置が必要でございします。そういったことにつきましても、政府部内ではいろいろ相談いたさなければならぬことがあるのであります。われわれといたしましては、お話のように委員会というものを直ちに作つた方がいかどうか、大問題でございします。いろいろ考えさせていたただかなければならぬと思ひますが、確かに粉食の普及という問題につきましては、農林部内におきましても、単に食糧庁だけの問題ではございしません。また政府部内におきましても、農林省だけの問題ではないのであります。従いまして、関係の連絡のある官庁、また農林部内におきましても関係省、また特に一般業界におきましても、それぞれの知識経験を持つておられる方がおられますから、そういう方々の御意見も聞くということは、ぜひ必要と思ひま

して、粉食の将来の発展に努力いたさなければならぬと思ひます。委員会等を設けるかどうかは、これは一つ考えさせていたただかなければならぬと思ひますが、ぜひともそういう皆さんの意見を聞き、政府部内の連絡を緊密にいたしまして、この問題の将来の強化発展に努めなければならぬ、こういうふうな考えでおる次第であります。

○吉川政府委員 たいだいま食糧庁長官からお答えいたしましたのに補足いたしますと、実は御指摘の点を十分問題にいたしてまいっております。予算委員会において三宅さんからも御指摘があったのでございしますが、関係各省からそれぞれ出ていただきました、委員会を作ろうと予定をいたしてございす。どんなものにするかについての具体的な案はまだ立てておりませんが、たいだいまお話の御趣旨に沿つたものを用意をさせているということをやつと申し上げておきます。

○浅香委員 たいだいま農林政務次官から非常に理解ある、また熱意のこもつた答弁をいただきました。私は満足であります。が、どうも食糧庁長官の話では、やるのやら、やらぬのやら要領を得ない、誠意のない答弁のように見受けられます。これだけ答弁が違つたということも、あらためて一つ認識してもらいたい。

ちやうど政務次官がおいでになりましたので、政務次官に伺いますが、実は前からこの委員会が、食糧特別会計その他の法案が提出されましたそのつど、農林大臣の出席を求めて参りました。いろいろな理由で、今日に至るまで農林大臣の出席を見ないのはまことに遺憾であります。幸いと政務次官がお

見えになりましたので、私は河野農政のあり方、いわゆる農業の基本的な考え方、並びに食糧政策等について、実は河野農林大臣に質問したいと考えておつたのであります。あなたに失礼であります。が、政府は今年度の予算で、農林関係の総金額が百十六億何千万円と、前年度に比して予算の削減された数字が出ましたことは御承知の通りであります。

そこで、ここ数日来、わが自由党と民主党との間に、いろいろな予算の修正の相議をされた結果、農林関係におきましても若干増額を見たことは、非常に私もうれしいことは思ひます。ものの、しかしながら、これでも昨年と比較いたしました場合に、まだまだ金額が足らぬのであります。問題は食糧増産、食糧増産と申ししましても、やはり裏づけになるのは予算であらうと思ひます。その裏づけになる予算が——これをせめて昨年度までも見られれば筋の立つ話であります。これですら見ないような結果として、どうして食糧増産ができるか。何か予算以外に増産の方法があるというならば、一度その考えをお示し願ひたい。

○吉川政府委員 たいだいま食糧庁長官のお答えと、私との間に大へん食い違いがあるように御指摘でございましたが、実は委員会の問題については、私と大臣とで話し合つておりますので、まだ長官の方へは、この話をいたしておりませんから、違つていふような御返事をいたしました。が、そういう事情でございしますから、御了承願ひます。それから河野大臣があまりこの委員会に出席のできなかったのは、御案内の通り非常に農林省関係の問題が多く

て、大へん皆さんに御迷惑をかけておりますが、はなはだ申しわけないと思ひます。非常に問題が多いのでございしますから、その点一つ御賢察を願ひたいと思ひます。

三十年度の予算に農林省関係の予算が非常に削減されて、これでは一体食糧行政ができるか、日本の農政はこれでいいのかという御質問であつたと思ひますが、これも選挙の場合の公約に、一兆と云うことをうたつて参りましたので、このワクの中で何とか経済効果の上のような措置をとらなければならぬと、非常に苦慮した結果の予算案でございします。御説明をかねて申しわけないと思ひますが、将来の拡大均衡と申します。が、将来の発展のために、本年度の予算は非常に縮められたような感じがございまして、私どももはなはだこれでは不安な念を持つていたのでございします。各位の御協力によりまして、どうやら昨年度の当初予算に比較しては、ほとんど違ひのない額が確保できるような状態に相なつてきたことは、私ども非常に喜んでおる次第でございします。これを、従来決算委員会でも大へん問題にされておりましたが、予算の使い方についていふ問題が起つております。こういう点を今後よく引き締めて参りますならば、予算額は前年度ほどはななくとも、予算の使い方によつて相当な効果を上げることができるようではないか、かように考えて、予算の使い方については、特に本年度は関係府県の部長を招集しまして、強くその点を要請したいと、たいだいま準備をいたしているような次第でございします。大抵今年度の予算が若干修正を見られると思ひますが、そ

の程度を確保できるならば、何とかやつていかれるのではないかと見通しを持っておりますので、最後の決定に至るまでの格段の御協力をお願い申し上げます。

○浅香委員 御答弁を要約いたしますと、一兆円予算に縛られておつたので、どうもこれ以上にならなかつたというふうなお話であります。が、民主党の考え方というものは、あの予算を最初に出された数字から見まして、まず食糧増産よりか、選挙で公約された一枚看板の住宅の建設等を優先すべきだということであるのか、その点を伺つてみます。

○吉川政府委員 住宅問題も確かに大きく取り上げてはありますが、わが国の農政は、どなたがおやりになりました。今、この段階では、食糧の自給度を確保する、従つて食糧の増産ということが基本的な問題であると私は考えております。農政を重視しているというわけではございませんが、財政の関係で、少い予算で最大の効果を上げるような工夫をこらしたならば、予算は昨年より少くとも、相当な効果が期待できる、こういう考え方でもございします。

○浅香委員 言うまでもなく、国内の食糧増産に予算の裏づけをやり、あらゆる方法でまず国内の食糧をふやすというところは、政治の基本でなければならぬと考えます。従つてその増産にあらゆる手を打ち、それでお不足の食糧を外国から輸入しなければならぬというところが、今日常道かと思ひます。その食糧を輸入いたします場合に、外米に主体を置かれるのか、それとも小麦に主体を置かれるのか、この点を伺ひたいと思ひます。

○吉川政府委員 米は現行の配給量を確保するという事を声明もいたしてありますが、その程度の米は入れますが、どちらに重点を置くという、そういう考え方は別にございませう。

○浅香委員 別にどちらかに重点を置くという考えはないというお話でありましたが、御承知の通り、外米は昨年度も非常に問題が起つて、いわゆる糞糞米と称せられ、配給辞退者が續出し、その果てはこれを菓子等の方に流した結果、横流しとなって現われて、決算委員会等で問題になった。しかも国民としては、非常に危惧の念を一面持つておる。この外米を今年度の輸入計画について見ますと、率においてむしろ小麦より外米の方が多いのです。この場合、なぜこういう問題のある外米に執着を持たなければならぬか。また国民経済からいっても、八十二ドルで買える小麦、外米は百六十六ドルであります。小麦はこれだけ安い。しかも今輸入されておるところの外米をかりに半分減らした場合には、二百億圓くらいの国民の血税が浮くわけでありまして。しかも一方において、粉食の奨励が国民的な世論として上りつ

つある今日、しかも前国会においては、御承知の通り衆議院においても参議院においても、本会議で満場一致、超党派的に粉食決議案なるものが上程され、政府はこの趣旨に基いて今後政策をとるといふことを明らかにされたのであります。そういう意味において、何がゆえに問題の多い外米に重点を置かなければならぬかという事は、どうも納得できぬのですが、一つ明確な御答弁を願いたいと思います。

○吉川政府委員 御指摘の点は、私も同感でございします。ただ日本人の食生活というものが、米に非常にウェイトがございまして、米に対する執着というものがなかなか抜け切れない。そこでその食生活の改善のために、今いろいろの御配慮をいたしているのでございますが、将来は御指摘の方向に進むべきであるという点は、私も全く同感でございします。現状においては、国民の需要がそこにございますので、最小限度の米の輸入は、当分やむを得ないのではないかと、かような考え方でございします。

○浅香委員 食生活の改善とか、粉食の奨励とかいうようなことは、今国民のほうにはいたる世論であると本委員は考えておりますが、この考え方に間違いないかどうか。いま一点は、この国民的世論が、私の考え方とかりに間違いないと仮定いたしました場合に、それは政治上からきているものか、それと経済上からくるものか、この二点について一つお答えを願いたい。

○吉川政府委員 ただいまのお考え方については、私も全く同感でございします。しかしそういう世論がどういふところからきているかという問題につきましまして、これは経済的な関係もあらうと思ひますが、またそのほかの榮養という点もございまして、いろいろの角度から見方はあらうと思ひますけれども、どういふ理由であるかという事は、一口には言い切れないのではないかと思ひます。

○浅香委員 先ほども申しましたように、前国会における両院の決議案を、

政府は今後においてどう尊重していかれるか、その点を具体的に御意見があれば承わつておきたい。

○吉川政府委員 御指摘のように、粉食を奨励するとか、食生活を改善するとかいうような方向に持つていくべきであるという考え方は、私は今の日本としては、これは基本的な問題であると思ひますので、この点は御指摘の点といたしまして、それを具現するため、ただいま多少予算的な措置も講じて、いろいろやつていっているのでございますが、これではまだ十分だとはいへませんが、先ほども申し上げましたように、関係各省を集めて委員会等を作りまして、もっとこの推進のため一つの具体的方向づけの結論を、その委員会によつて作りまして、そしてその結論ができましたら、それを積極的に一つ推進をするような措置を講じていきたい、かように考えるのであります。

○浅香委員 今の御答弁、非常に御誠意のこもつたもので、私としては満足であります。しかしながら、予算措置等を見まして、またこの輸入食糧の計画が政府から提出されたが、これを見ましても、今日の場合には、小麦に重点を入れて粉食を積極的に進めていくというような意図は、遺憾ながら見当りません。と同時に、また粉食の奨励とか普及とか指導とかいうことになりましても、当然これは経費が伴うわけでありまして、その経費等におきましても、先般の委員会でも、あなた方やあるいは大蔵当局に対して質疑をいたしましたのも、その結果現われて参りましたのは、昨年より予算措置として相

当減少になつてゐるわけでありまして、そうした粉食の奨励とか普及とか指導とか啓蒙とかいうような経費がかくまて削られておつて、具体的にどうしてこれが奨励をしていくかということについては、私は大いに疑念を持つておりますが、何かこの予算措置、経費の問題について、御意見がありましたら承わつておきたいと思ひます。

○吉川政府委員 確かに御指摘のように、政府の食生活改善関係の予算は、若千昨年より減少を見ております。はなはだこれでは不十分であるとは思ひますが、中央、地方を通じて、既設の機関をできるだけ高度に活用をいたしまして、何とかこの額の足りない面は、努力によつて補つていきたいと考えております。

○浅香委員 さらに伺ひたいのは、御承知の労働加配米であります。これは外米一本で充ててゐるようでありまして、めんでもよし、パンでもよし、いずれも本人が自由意思によつて選択するということについて、私はそうあるべきだと情ずるのでありますが、政務次官はどうお考えですか。

○吉川政府委員 まことにごもっともな御質問でございします。私もできたらそのようにいたしたいと思ひますが、技術的に少しむずかしい問題があるのじやないかと想像がされます。この点は十分一つ研究をいたしまして、できるものならば御指摘のようになつたといふと考えております。

○浅香委員 今大蔵政務次官がお見えになつたやうであります。先般粉食の奨励とか普及、指導、啓蒙等に関しまして、大蔵政務次官に質問をいたしましたところが、確かにそういった経費は

削減されてゐることは認めるけれども、一方新生活運動にこれが繰りなしてあるというやうな答弁でありました。その新生活運動なるものに、こういった経費がどの程度繰り込まれてゐるものか伺ひたいと思ひます。

○藤枝政府委員 粉食奨励に関連いたしました、新生活運動の費用を組んだので、その方でも新生活運動の大きな部分として、食生活の改善というやうなものが取り上げられるであらうといふことをお答え申し上げたのであります。新生活運動の費用は、約五千万円になると思ひますが、その内訳をいかにするかとすることは、目下研究中でございまして、ただいまそれを食生活改善方面にどれだけ使つかうかという内訳ができておりませんので、お答えいたしかねることを大へん残念に思ひます。この点につきましても、至急に計画を立てて、あらためてお答えいたしたいと考えております。

○浅香委員 異な御答弁を伺う。その新生活運動の五千万円というものは、これはそれぞれの基礎づけられた資料があつて、いわばそれが積み重なつての五千万円だと私は承知いたしてあります。しかるにその新生活運動の中の費目、項目等はまだ決定しないので、いづれあらためてということになりました場合は、しからばこの前の委員会では私が質問いたしましたところ、その一段経費は確かに削減はしたけれども、新生活運動にそれだけ盛り込んであるという話を伺ひましたから、しからば削減された経費が、新生活運動の経費とそれを合算した場合に、果して前年度と同額もしくはそれ以上になるものかどうかという事を、今日興味を持つ

て委員会に出席いたしましたところ
が、その内容がきわめてよくたまるもの
で、しかも今日この委員会、あらた
めて政務次官に質問することくらい
は、おそらく賢明な藤枝政務次官に
してはおわかりでいらつしやるだらうと
思います。これだけで私は引き下るわ
けにはいきませんが、もう少し具体的
な、しかも明確なあなたの御意見を伺
いたい。私の言わんとするところは、
今日これだけ国民的な世論となり、し
かも国会決議案として成立し、国民八
千万が関心を持つてゐるこの問題を、
それに要する経費を削減するとは何事
か、それをどういう方法で今後政府は
善処せられるのか、そのあなたの御意
思のほどを私は承わりたいのでありま
す。もう一度御答弁をお願いします。

○藤枝政府委員 前会淺香さんに御答
弁申し上げたのについて、あるいは私
の言葉が足りないで誤解を招いたか存
じませんが、給食奨励の問題は、いろ
いろの方法があるかと思ひます。こと
に安い小麦を配給して、そして学童の
給食などを円滑にするというようなこ
とも、一つの大きな問題だらうと思ひ
ます。そういう費用は計上いたしてお
ります。ただ宣伝の費用につきまし
て、一般的な削減等も考慮いたして
、多少の削減をいたしております。
しかしこれだけが給食奨励のすべてで
はないので、一方において新生活運動
を強力に推進していき。そういう中
にも、あるいは食生活改善というよう
な問題が、新生活運動の大きなテーマ
として取り上げられるであらう。従つ
て両々相俟つて、給食の奨励につきま
しては遺憾なきを期したいというふう
に申し上げたのであります。この一

般的な宣伝費で削つた分を新生活運動
の中へそのまま盛り込もうというふう
なお答えをしたつもりではなかつたこ
とを、御了承いただきたいと思ひので
あります。

○淺香委員 新生活運動に、そういう
食生活とか給食の奨励とか織りなして
あるであらうという答弁では、これは
断じて納得できません。それはそれだ
けの基礎があればこそ、五千万円とい
う金額が出たのでしよう。しかしそれ
の内訳は、食生活とか給食の方にどれ
だけ予算を見ているかということであ
れば、ただ単なる五千万円を、とに
かく文部省所管だからその方へ渡し
たのだというふうなことは、大蔵当
局としてはお答えにはならぬと思ひま
す。一方では百万、二百万の金でも
大蔵省が各省から出ます予算を削減し
ておきながら、非常にやかましく言
うておきながら、これを新生活運動の中
に盛り込んでゐるであらうという御答
弁では、私は満足できません。もう一
度御答弁をお願いいたします。

○藤枝政府委員 新生活運動を推進し
ようといふのは、もちろん社会教
育の面、あるいはその他いろいろ
なる費用があるかと思ひます。そして
その中で、やはり家庭生活の改善であ
るとか、ことに地方においては食生活
の改善であるとか、あるいはその他の
生活改善というふうなものが、一つの
大きな新生活運動であることは申し上
げるまでもないと思ひます。私が申し
上げておるのは、一般的な給食奨励の
宣伝費を削つた分を、新生活運動でた
だ金額的に補うのだというこゝを申し
上げたのではなくて、給食奨励とい
う問題は、もう御専門の淺香さんに申

し上げるまでもなく、あるいは学校給
食の費用を十分に見るとか、あるいは
安い小麦を供給するとか、その他幾つ
かの方法がある。その中の一つに宣伝
の費用が含まれておる。しかし一方に
おいて、給食をしようという食生活改
善の機運も相当出ておるのであります
から、それらにらみ合せて、一応宣
伝の費用と申しますか、奨励の費用
は、一般の経費削減の率にならつて削
減はしてあるが、一方においてそい
う新生活運動等もあるもので、その総合
的な意味において、給食奨励を推進し
ていきたいという政府の意思を御了解
いただきたい、こういう考え方で申し
上げたつもりでございます。

○淺香委員 政府の意図を了としてく
れといふくらいの問題ではないので
す。やはり根本は数字なんです。その
数字が出ない。しかし、これは幾ら繰
り返しても始まらぬことです。だから、
もうこれでやめますが、問題は、この削
減された予算を近い将来善処されるか
どうか、あるいは具体的にこれをどう
いうふうに修正するか、何かそこにも
う少し誠意のこもつた御答弁を最後に
いただきたいと思います。

○藤枝政府委員 どうも私の申し上げ
たことを御了解いただけないので、私
の答弁の悪さかと思ひます。先ほどか
ら申し上げますように、給食奨励は、
これは私から答弁するのでなくて、農
林省の方からお話があるであらうと思
ひますが、私どもの把握している考え
方によりますと、安い小麦をできる
だけ学校給食その他に回すとか、ある
いはその他の方法を十分考え、また宣
伝費等も十分有効に使い、その他あら
ゆる方法をもつて給食の奨励に善処い

たしたい、こういうふうに考えており
まして、今の淺香さんの給食奨励、食
生活改善に対する御熱意等につきまし
ては、私どもも十分その御熱意を尊重
いたしました。今後の実行に當つて参
りたい、こう考えておる次第でござい
ます。

○淺香委員 農林政務次官と食糧庁長
官に、これは質問というよりか、私の
意見になりますので、了としていた
きたのですが、今度米國政府と日本
政府との間で定められた一億ドルに及
ぶ余剰農産物の買入れ協定で、米國
政府は、その使用額の二千二百五十万
ドルのうちから二百五十万ドル、すなわち
邦貨に直して七億二千万円が農産物の
市場開拓費として充たせられるかのよ
うに聞いております。この市場開拓費
の二百五十万ドルは、どういう方針でこれ
を使うのかということ、先般の委員会
で第一部長に質問いたしましたことが、ど
うも満足な答弁がなかつたのでありま
す。私どもも御聞かるところによります
と、これは向うと民間人とが直接話し
合つて使つていく性質のよう聞いて
おります。そこで問題は、食糧庁と農
林省の方では、この計画に一つあやま
ちのないように民間人を指導してやつ
てもらいたいという点なんです。なぜ
私がこういうことを言うかという点、
私どもの冷害対策で、農村にパン焼
き設備を五百六十二カ所作らせて、一億何
千万円の金をかけた。ところがそれが
一向役に立たないで、大半遊休設備と
して今日残つておる。しかもそれが指
導費は、予算に計上されていなかつた
というふうなつじつまの合わない結果に
なつたのであります。もちろん今日農村
に給食を奨励し、パンを焼かしていかな

ければならぬことは言うまでもありま
せんが、しかし、まず農村にこれだけ
の経費をかける前に、消費都市であり
ますところの大都市等に重点を置か
なければならぬのではないか。まだま
だ農村がそこまで行くということは、
現実にはほど遠いと思ひます。

それから、いふ一点は、アメリカと
民間人とが直接折衝に入つておるよう
であります。その意見たるやきわめ
てまちまちであり、いろいろ変つた計
画が織り込まれており、事実向うの方
としては困つておるのかのように私は漏
れ聞いております。これが果して國
家にプラスするものかどうか、業界を
統括する今後の指導が、これでいいか
どうかということを非常に案じますの
で、これは一つ政務次官も食糧庁長官
も、こういうふうな点については時
に御注意をお願いしたいと思ひのであり
ます。これは答弁はどちらでもけつこ
うであります。

それから最後に、これは御両氏に伺
います。食糧庁に対し、これだけ声
がやかましいのに、このパンの係が三
人しかおられないのです。ところが問題
が起きますと、この三人が右往左往し
て民間人の意見を聞き回つたりして
ゐる。これでは、いわゆる給食の奨励と
か積極的な普及というふうなことは断
じてできません。しかも農林省には四
万人近くの人がおられるのに、この重
要な部門を担任する者がたった三人で
す。これがいかに悪いかはもう言うま
でもないと思ひますが、せめてもう
一課でもぜひ設けなければならぬかと
思ひますが、御両氏の中からどなた
でもけつこうですから、一つ御意見を
お聴かし願ひたいと思ひます。

○吉川政府委員 淺香さんから非常な参考になる御意見を承りました。これら問題につきましては、十分慎重に検討いたしまして善処するつもりでございますから、御了承願います。

○松原委員長 井上良二君。

○井上委員 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補うための一般会計からの繰入金に關する法律案に關連して二三質問をしたいのですが、この法案の内容は、御存じの通り農業共済再保険の農業勘定再保険支払い増加に充てるため、三十三年度において二十八億を一般会計からこの特別会計に繰り入れようというのであります。問題は、この二十八億を一般会計から特別会計に繰り入れる根拠であります。この根拠は、昭和二十八年の異常災害発生に基くものであります。この災害補償の關係は、社会保険を意味するものでありますから、一般会計から繰り入れることも、その内容が妥当であります。ならばこれに反対をするものではございません。問題は、一般会計から農業共済再保険農業勘定に再保険の支払いが増加したその増加の根拠です。一体農林省は、さうな一般会計から繰り入れを求めなければならぬ支払い増加を来した根拠について、具体的に調査をしたことがありませんか。

○橋本委員 再保険の特別会計の農業勘定に赤字が出ます原因について調査したことがあるかというお尋ねでございますけれども、これにつきまして、分析して、その適切な対策を講じたければならないということ、私どもの方でいろいろ調査をしておりますけれども、その要因が終戦後の農業のいろいろな異常な特殊事情による面と、それから本来掛金の率が適切であるかどうかというふうな面と、それから組合なり連合会の損害評価が果して適切であつたかどうかという面と、それぞれいろいろの事情が考えられますので、それぞれについて調査を進めておりますけれども、まだどの原因がどれだけの重みを占めているかというところは、はっきりした結論は出ておりません。

○井上委員 損害査定の実績がどうなつておるか、また再保険の支払いをいたします場合に、その対象となつて各県の共済組合連合会、その下にあります共済組合、これらの損害査定といふものを農林省はそのまゝお認めになつていますか。

○橋本委員 これはまず組合が一応損害評価をいたしまして、その損害評価をいたしたものを連合会がさらに再検討をして、必要な査定をいたす。それから連合会が再保険金を請求いたしましたものにつきましては、農林省においてさらに統計調査部の数字その他を参考といたしまして、それが多額に過ぎると思はれるものにつきまして、さらに査定をいたした上で承認するといふふうになつております。

○井上委員 そのやり方の経過は、お尋ねしております。私の一番聞こうとしておる点は、損害査定をいたすのは、末端の共済組合でやるのでしよう。共済組合は保険金をもらひ、支払いを受ける団体でしよう。支払いを受ける団体が損害査定をやります場合、そこに

正当な損害査定が行われるとお考へになつておりますか。

○橋本委員 農業共済金は、共済組合の組合員である農家に対して支払いをする建前になつておりまして、共済組合は、農家に対しては一応保険者という立場に立つております。さういふ面では、組合としては公正な査定をする建前になつており、私も期待しているわけでございますけれども、一面におきまして、共済責任の大きな部分がさらに連合会に再保険されるという事情からいたしまして、その組合の査定につきまして、やや公正を欠く組合があるといふことは調査の結果承知いたしております。

○井上委員 この共済保険は、法の命ずるところによつて、農家は義務加入になつておる。義務加入になつております以上は、当然補付と同時に保険金をかけなければならぬ。作付面積に相応した保険金は徴収されておりますか。

○橋本委員 多くの組合につきましては、掛金は徴収されております。ただその徴収が、農家の現金事情などからいたしまして、やや時期がおくれる組合が幾つかあるようでございますけれども、徴収はいたしております。

○井上委員 会計検査院から国会に出しております報告書によりますと、共済組合の掛金の徴収が適切に行われていない組合はほとんどないといふ。これは会計検査院から責任をもつて国会に提出した本物の資料であります。この二三ページの終りから二行目に「掛金の徴収が適切に行われている組合はほとんどなく、共済金の支払のない無被害の年度においてはその大部分が

未収のまま放置され、被害が発生して共済金支払の行われるときに初めて未収掛金その他の未収金を差し引き徴収してその決済を行なつてゐる状況で、」といふことが報告されておる。あなたのだいたいの答弁とは全く違ふのであります。あなたのだいたいの答弁に責任をお持ちになりますか。

○橋本委員 ただいまの会計検査院から御指摘になりましたような組合が、検査院の検査の結果相当ありましたことは事実でございます。ただし私どもは、この組合の大部分が、さういふふうには考えておりません。ただ先ほど申し上げましたように、掛金の徴収時期にやや遅れる組合がかなりあるといふことは事実のようでございます。

○井上委員 こういふような状態のもとにおいて組合が運営されている上に、損害査定をいたして再保険の支払い増を要求する資料を作り上げることが非常に難であります。しかも政府は、この支払い増の要求に基いて、一般会計から繰り入れを要求するのであります。そして各県の連合会を通して共済組合に支払いをいたすのであります。その支払いが適切に行われておりますか。

○橋本委員 共済金の支払いは、国から再保険金を連合会に支払ひまして、連合会が保険金を組合に支払う。その組合からさらに組合員に対して共済金を支払うといふような建前になつておるわけで、私どもの方では、その共済金が確実に農家に支払われるように、たびたび通牒を發し、指導して参つておるわけでございますけれども、その末端までの状況——これは県が監督い

たしておるわけでございますけれども、私どもの調査いたしました範囲では、一応組合員に対して支払われているものが大部分である、大部は組合員に對しまして完全に支払われているといふふうに考えております。

○井上委員 それでは伺います。ここに二十八年度の奈良県の十六カ村にわたります共済金支払いの実績を講べた資料がございまして。この資料は農林省から出ております。この資料によりますと、奈良県南葛城郡葛城村の共済組合、それから葛城郡の川東村以下十六カ村、これは政府から三百七十五万四千七百八十四円を水稻の保険金額として受け取つております。農家に何分支払つておるか調べてみると、百二十五万五千二百二十五円しか払つてない。要するに、五十四万五千七百二十五円保険金を受け取りながら、農家には一つも払つておらぬ。その隣の川東村においても、四十九万二千七百四十九円受け取つておるながら、農家に払つたのは二十七万二千六百五十二円です。一々数字を読み上げることは煩雜でございますが、かくのごとくいふものと、五十九万九千九百九十九円五十七十九円十六カ村で保険金を受け取つておつて、支払つたのは二百六十六万五千六百六十四円、半分の金は払つていないのです。これはあなたの方から出した資料です。一つも勘定の合ひはありません。私どもの税金の中からは、農林省の言いなりに徴して一般会計から特別会計へ繰り込んで、これが被害を受けた農家に完全に渡つていくかと思つたら、渡つていない。そんなでたらめな繰り入れを要求してらつ

でも、ちよつと聞くわけにいきまへんわ。政務次官、この点どうお考えになりますか。

○吉川政府委員 保険金の問題は、先ほどお話がありましたように、末端の共済組合が掛金と差し引いたような場合がそれに該当しているのではないかと私は推測するのでございますが、いづれにいたしましても、まことに遺憾しくでございます。監督指導がまだどうも十分でないように私は思いますので、そういう点は、今後十分注意をしなければならぬと思っております。

○井上委員 これは二十八年度の決算報告に基くものでございますから、従つて農林省といたしましては、昨年度の報告に考えなければなりません。が、その後依然としてこの問題は解決されてない。さような実情にありましますのに、大蔵省は、こういうことを知らぬで一般会計から毎年繰り入れになつておられますか。大蔵省の責任は重大です。政務次官、どうお考えです。

○原政府委員 農業共済保険につきましては非常に問題が多いというところは、おつしやる通りでございます。問題があることは承知いたしております。そのうして何とかすつきりしたものにしたいと思つておりますか。思つておりますが、まあこういう制度がありますの、そのうちからといつて払うべき金を払わぬというわけにも参りませんので、毎年の払いはして参る。こういう制度の改変に当りましては、十分慎重に研究をし、また基礎的な事実も確實につかんだ上でいたさなければなりませんので、御案内の通り、この審議会ができていろいろ御研究もなされてお

りますし、また農林省においても、いろいろと行政上の運営の改善とあわせて、制度の問題も御研究中でありますので、それらを十分伺つた上で処置したいという気持ちでやつております。

○井上委員 現在まで一般会計から補てんした額は、二十四年度で十三億、二十五年度で十八億、二十七年で七億、二十八年度で八十五億、二十九年度で六十七億、これは二十九年度まで百九十億、それも、本年度の二十八億を繰り入れてなおかつ赤字、不足は十億に達しておる状況でございます。かような大きな不足金を一般会計から繰り入れてきておつて、その貴重な金がほとんどに被害を受けた農家に手渡されずに、どういふことが知らぬが、途中でこれがストックされたり、他に転用されたり、しかも二十八年度の会計検査院のこの会計上の支出についての報告は、主計局はごらんになりませんか。知らぬというのですか。

○原政府委員 長年にわたつて繰り入れが續いて、二十四年度以降で累計二百十八億円の繰り入れをいたしております。よく承知いたしております。われわれといたしましては、これは保険計算における危険の見方が足りないか、あるいは運用上非常に多数にわたる農民を相手にする意味から、どうしてものも出る、いづれにいたしましても、そういうことであるならば、やはり掛金を上げていかなければならぬのだらうということを一応考へております。

なお、二十八年度の検査報告において、検査院から非常に手きびしい批難を受けておりますことはよく承知いたしております。その結論においては、

検査院は、この制度について、農民全体ののためのものよりも、何か中間の階層にある機関で国の金がかかり回しておるというふうな点をかなり嘆いておられるというあたりは、私は一文句は覚えておりますが、ちゃんと読んで承知いたしておりますし、それゆゑになおさら遺憾千万に思つております。

○井上委員 昨年度産米の減収加算十三億の石当り百四十円の問題について、そういう非常に政治的なものの考へ方に対しての議論がございました。しかも、農業共済の支払いの実情や、掛金の徴収の実情等の内部に会計検査院からたびたび警告が寄せられておるのに、少しも改まつておらないというのに、どういふわけであらうか。その計数はいいかげんですか。計数をいふんや

かましく言ふあなたの方が、そんなことはあまりやかましく言ふな、これは社会保障制度の一つとして農村にやつてゐるのだから、あんまりそこらまでこまかく言つていたら工合が悪いから、そこらにしておこうか、こういうことですか。それならあまり追及する必要はありません。

○原政府委員 計数につきましてはいいかげんかと言われまして、大へん意外な御質問なんですけれども、いいかげんにしておる覚えは全然ございません。農林省自体で十分査定をしておられまして、われわれもわれわれの及ぶ限りそれを明細にいたしております。特に二十八年度の例の凶作の場合であつたと記憶いたしておりますが、農業共済の査定は非常にむづかしいものでありますし、また、その実際の査定において数字がゆがめられるということがあつてはいけないという考えから、われわれ大蔵本省から農林省にお願いして、実際の査定の場合に立ちあはしていただき、そして実際に査定がどう行われておるかという点を前々で勉強しながら、その中からいろいろ問題を学んだり、また農林省に御意見を申し上げたりといふふうなことをしてあります。これは非常に異例なことであり

ます。各省の行政で措置せられるいろいろな計数を、実際にその行政の行われるところに立ちあつてやるといふやうなことは、主計局としても一々それやつておりましたは、行政各省における仕事の二つに出て参らなければならぬといふことで、非常に異例なことになりました。そういう異例なことまでやつて、農業共済の査定計数が確實に、しかも妥當に出ますようにということを努力いたしております。この一事を申し上げただけで、御疑念は晴らしていただけると思ふ次第でございますが、一生懸命十分——十分とは申せないけれども、一生懸命にあらゆる努力をいたしております。

○井上委員 農業共済保険制度につきましては、いろいろな欠陥が指摘されて公明な制度に立て直さうといふことから、特に、当該の農林委員会におきまして専門に検討されておるそうでありまして、また政府自身においても、それぞれ必要な審議機関を設けて審議しているようでございますから、私もそれと大きな期待をかけているのだが、少くとも、一般国民から疑念を持たないようなやり方でやつていただきたいといふことを、特にこの際は強く要望いたしておきますが、

ただここで伺つておきたい点は、現在連合会の赤字は五十三億ほどあるようでございますが、これに対して政府は、一体どういふ態度をとつて臨もうといたしますか。いかなる対策を立てられておるか。さらに、農業共済基金に対する政府出資をもう少し追加するなり、あるいは農業協同組合ですか、あるいは共済連合会ですか、この方からの出資をもう少しふやすなりしまして、農業共済基金をもう少し確実強化したかどうかということをお私に考えておりますが、この点に対する政務次官のお考えを伺いたい。

それからいふ一点は、二十九年度分の支払いに充てる給付金額は三十八億三千八百万円になつてゐるが、このうち二千二百万円を基金勘定から繰り入れて、残り三十六億一千六百万円が三十九年度の財源の補てんとなることになつてゐる。今繰り入れられる分が二十八億でございますから、差引十億一千六百万円が残るわけでありまして、これは次の補正予算にでも計上するつもりですか。この十億は来年度の予算までほうつておくつもりですか、どういふわけでの十億をお残しになりましてか、この点を伺いたい。

○橋本委員 連合会の赤字をどう処理するつもりかという御質問でございますけれども、連合会の件につきましては、ただいま御質問のように、五十億ばかりの赤字が累積しておるのであります。そういう経理のもとにおきまして、連合会の運営を円滑にしていくなために、御承知のように農業共済基金といふものを設立したわけでございますけれども、この基金の資本金自身が現在三十億円でございまして、これ

は必ずしも十分とはいえないと思ひます。私もといひましたは、その連合会の赤字の問題は、さらにその赤字の出ます理由がはつきりいたしました上で、たとえば掛金利率を改正するとか、その他の方法によりまして、根本的な解決をはからなくてはならないと思ひますけれども、それまでの当座の問題といひましては、この赤字の問題を、たとえば政府から融資するというような方法で解決する方法を研究いたしておるわけでございます。

なお、三十八億の問題ですが、三十八億の赤字に対して二十八億だけ補てんしておる、残りの十億円につきましては、まだ再保険金の決定が済まない府県が残っておりまして、それが未確定のために、一応はつきり数字の出たものにつぎまして、今度赤字の繰り入れをお願いしたわけでございしますが、それ以外の分につきましては、今後補正予算の機会があれば、その際、なければ明年度において、数字がはつきり固まりました上で、さらにそれを繰り入れていきたいというふうに考えておるわけであります。

○井上委員 その間の金利は一体どうちがも持ちになるか。政府が補てんする責任を持つておる以上、金利は当然政府が負担すべきである。そういうところを手当せずにほうっておくから、ますます赤字がふえていく。だから、金利は政府の方で考えるということが第一。それからその次に伺いたいですが、農業災害補償法の八十三条の四項にあります任意共済の問題でありまして、任意共済は建物共済を各地方の共済組合が扱っておりますが、この建物共済をめぐって、農協法の一部にこれ

が許されておることから、農業協同組合の建物及び倉庫というふうなものを対象にしておったのが、順次農家までこれを及ぼしたいということ、例の共済連を中心にして、この共済連組合の方と対立をしておるような形になっておるが、これは一体どう解決するつもりですか。われわれこの法律を国会に当時提案をいたしましたときの考え方といひましては、一応共済保険は共済団体が全部一手にやった方が妥当ではないか。もし将来建物共済までやろうとすれば、将来は再保険制度を認めて、そうしてこれは長期資金と化するものでありますから、この長期資金を活用して、農作物災害の保険金支払いの一時資金にこれを使うようにしたら、政府の方の金融をまたなくとも非常にその間うまくいけるのじゃないか。こういう考え方から、建物共済に一つ再保険を認めて、そうしてその資金を保険金支払いの一時資金に活用していくということにすれば双方ともいいことになりはせぬか、こういう考え方ではわれわれは考えておるのであります。現在の政府はどうお考えになっておられますか。どうしてその共済連と共済組合との対立を一体どう解消しようといひますか、この点は政務次官から伺いたい。

最後に、さきに私が質問いたしておりました政府の方から提出してあります奈良の十六共済組合の収支決算の要でございますので、本案は明後日採決をしようといひることを言っておりますから、ぜひ明日じゅうにその使途の不明な点を本委員会に説明のできますように、御調査の上、もし資料として

提出願をますならば、こういうふうになつておるといふことを提出を願ひたい。

なお会計検査院から指摘されております徳島県の共済組合の問題、愛媛県の共済組合の問題、兵庫県の共済組合の問題、これらは一体どう処置したか。その結果もあわせて採決前までに本委員会に御報告願ひたい。もし採決前に報告がない場合には、われわれ採決は延期せざるを得ないのであります。その点をあらかじめお含みの上御処置を願ひたい。これについて御答弁を願ひたい。

○吉川政府委員 共済制度の問題につきましては、井上委員の方がすでに十分御存じのところでございます。この制度の問題、特に任意共済の問題につきましては、井上委員のたゞいまのお話のような考え方もございますし、またそうでない立場をおとりになる方方もございしますので、たゞいま制度改正の協議会において、問題点としてこれを取り上げておるわけでございまして、解散前まであります協議会を継続することに農林省は態度をきめました。ただいま委員の補充を行いましたので、近く再開をいたしまして、これらの問題について学識経験者、その道の関係の方々の意見を徴しまして、すみやかに結論を得たい、かように考えております。資料につきましては、すみやかに整えてお手元にお届けできるようにいたしますから、予算の方にはぜひ御協力をお願いいたします。

○奥村委員 時間がかはなはだ経過いたしましたので、この上質紙をいたしますのは恐縮ですが、幸い農林政務次官、大蔵政務次官、食糧庁長官、国税

庁長官、主税局長などおられますので、特に十分御質疑をお許し願ひたいと思ひます。それは、たゞいまわれわれの委員会交付税及び譲与税配付金特別会計、それから特殊物資納付金処理特別会計、こういう一連の特別会計法案によつて、政府が一兆円の予算のワケを守るために、とりわけ財政法上の規定の抜け道を作るような感じを与える特別会計を幾つも作ろうとしております。さういふ抜け道の感じが国民に与へては、将来の財政確立に非常に影響を及ぼすと思うので、今後における一般会計と特別会計のけじめのつけ方について政府の意思を十分承わつておきたい。予算は今明月中に衆議院を通過する見込みであります。特別会計の法律は永久のものであります。われわれ委員会としては、この際において一般会計と特別会計のけじめをはつきりしておきたい、こういう御質問をいたしたいと思ひますが、本日は時間が経過しておりますから、これはやめておきまして、たゞこれらの問題に関連して、食糧特別会計について一般会計とのけじめをいかにしてつけていかれるかという点だけをこの際お尋ねしておきたいと思ひます。と申しますのは、ことしの米価決定に際して、新聞紙その他で伝えられるところによりまして、民主党の方で米価を一万二百円にきめたい、それに対しては、食糧特別会計に、減収加算の三十億の赤字のほかに相当の赤字が出るから、その赤字を埋めるために、特にこの際三級清酒という新しい酒を一つ作り出す。それによる財源を直接食糧特別会計へ入れ込んで、それで赤字を埋めよう。そうすれば

は一般会計にも直接響かないし、農民には米価を引上げて喜ばれるし、大衆には安い酒が飲んでもらえる。一石三鳥といふような案が考えられておるやに承わっております。ところがこれについては、食糧庁の方もまづら相談にあずかつておられないやうなふうではないので、大休食糧特別会計に、米で作った酒の税金は入れても悪いことにはなからうといふやうな考えのもとに、一般会計は全然通さずに食糧へ三級酒の税収を直接入れ込んで、それで赤字を埋めて、米価を一万二百円にきめる、こういう考え方、これは農林省側にも多少そういうことを考えておられる方もありのやうに承わります。が、まだ別に政府は決定したわけではありせんから、これについて私は、もしこれが実現するとなれば、これこそ一般会計と特別会計とのけじめを根本からなくしてしまふ、従つて農林省におかれても責任のある方々は、そういうことを本気で考えておられるものとは思われぬ。ここでひとつお尋ねしておきたいのは、食糧特別会計への繰り入れに対して、一般会計を通じて、直接さういふ税収を繰り入れる方法を農林省はお考えになつておられるかどうか。また大蔵省としても、さういふことを、もしかりにわれわれ議員が考えたとしても、大蔵省はこの考え方に御賛成になるかどうか。阿政務次官の御意見をこの際承わつておきたいと思ひます。

○吉川政府委員 奥村さんの御質問にお答へいたします。たゞいま民主党の中にあります米に関する特別委員会の委員の中には、今お話のやうな考え方を持っている方がおるやに聞いており

一般会計と特別会計と混淆を招くものでありまして、嚴重に區別をして参りたいと考えております。

○奥村委員　ただいまの兩次官の御答弁で私は満足いたしました。われわれ委員会といたしましては、毎国会、特に政府から提案される食管会計に対す

て、二千円の財産で赤字補てんをや
る、こういう案が、実は民主党の広川委
員長を中心として進められつつある、
こういう話を承わつておつたのであ
りますが、六月四日の新聞を見ます
と、その会合に清井金福庁長官も御列
席になつておるといふような記事が出

「ごまかすならば、これは問題外でございませうが、おそろくそいう案に賛成するが、おそろくそいう案には相ならないだろうと私は信じている。」と申しますことは、そういう酒場で税金を引きますと、財源捻出のための方途が実は財源不足という結果に相なるから、私は三級酒だけは税金を相

方があるやに聞いておりますが、まだ政府といたしまして、農林省としては、さようなこととは別個に米価問題を今検討いたしております。御指摘のような問題等もそういう場合には起り得るかと思いますが、それは党の方で研究しているようでございまして、私の方

えに、どうか一つ河野農林大臣に、そういう無謀な計画をせられないように御諫言が願いたいと思います。

○松原委員長 他に質疑もないようでありますから、ただいま議題といたしております四法律案に対する質疑は、これにて終了いたしました。討論採決

本日はこの程度にとどめ、次会は明
後九日午前十時より理事会を開き、委
員会は午前十時半より開会すること
いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十五分散会

昭和三十年六月十一日印刷

昭和三十年六月十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局